

スイスにおける自由の概念

——ドイツ農民戦争に関する思想史の一考察——

野々瀬浩司

一 序論

中世ヨーロッパにおいて自由とは、実に多様な概念を指し示し、しばしばその内実は、時代、地域、身分、階級ごとに異なっていた。⁽¹⁾近代社会で一般的に考えられているような自由の概念、例えば、万人に属する普遍的で平等な権利に基づいた自由、統一的な法の下にある公民によって構成される社会の自由、他者の権利を侵害しない限り全ての行動が許容される自由などは、当時はまだ主要な根本思想として支配的な影響力を持ってはいなかった。⁽²⁾つまり、中世社会の中では、法の前の平等、自然権、国民主権などの思想は、今日的な意味での基本的な構成原理とは見なされていなかったのである。

封建社会に存在していた地方的な諸権力にとって、自由とは、空間的領域的な概念であり、自己の支配圏の中で持っていた権利の複合体を意味し、それらは旧来の自生的な領主支配権に由来した。⁽³⁾また、中世の自由とは、皇帝、国王、領邦君主などのより上位の封建的権力によって権利として承認され、付与されたものでもあり、多くの場合その対象は、個人よりもむしろ集団や共同体を単位としていた。神聖ローマ帝国内部においてそれは、具体的に帝国直属という特権とともに与えられる場合があったのである。そして、都市共同体にとっては、自己の獲得した自治権の強弱によって、実際に自由の内容も異なっていた。⁽⁴⁾逆にそのような自由とは、それをまだ享受していない人々を排除し、特権者の社会的な地位を保

持する役割を果たし、社会を改善する進歩的性質よりも、多分に保守的性格を帯びていた。ある側面において自由とは、自己を強力に保護してくれる領主権力の中に組入れられることを意味し、受動的な特性を持っていたのである。しかしながら、中世世界において、必ずしも全ての自由が上位の権力から特権として与えられたわけではなく、民衆が支配勢力に対する闘争に勝利して、政治的な独立を自力で獲得し、共同体的自治組織を形成したケースも見られた。さらに、時代や地域によっては自由とは、平和という概念と結びつき、特に中世初期には自由のみが武装資格を有し、法の担い手として対内的にも対外的にも能動的に自己の自由を守っていた事例も確認されている。

そのような多様な自由の概念の中で、今回は中世から近代への移行期において農民や市民が求めていた政治意識に注目し、そこにどのような時代的特徴が認められるのかについて考察したい。ただし、作業上の物理的な理由から、その分析対象を、抗議書という豊富な史料が残されているドイツ農民戦争期(一五二五年)に焦点を絞り、地域的にはスイス盟約者団の支配領域に限定する。

なぜなら、当時この地方は西欧世界の中でも最も封建的支配が弛緩し、共同体原理が遍く普及した場所の一つであり、多くの農民達にとって自由がごく身近に存在していたからである。従って、本稿では当時の抗議書の中から、名詞の *Freiheit* や形容詞の *frei* という言葉が、どのような文脈で使用されたのかについて考察することにするが、その前にまず当時のスイスの歴史の概況に関する基本的な知識について言及する。

二 農民戦争期におけるスイスの状況

一七九八年のヘルヴェティア革命以前は、「古スイス盟約者団」と呼ばれた時代であり、様々な邦の間で締結された十個の異なる政治的な同盟が、その中心的な役割を果たしていたが、その実態は連邦国家というよりも、むしろ、一種の緩やかな国家連合であった。一般的にスイス盟約者団の成立起源は、一二九一年にフィーアヴァルトシュエッテ湖周辺の三つの深谷共同体(ウーリ、シユヴィーツ、ウンターヴァルデン)が、政治的防衛やラント平和を確保するために軍事的な相互援助を誓約し、共属関係を強め、「原スイス永久同盟」を結成したこと

にあったと言われている⁽⁹⁾。その後この原初三邦に対して、徐々に周辺の都市邦や農村邦が同盟関係を結び、領外の巨大な封建勢力との戦いにおける勝利などによって、その影響圏は拡大していった。ドイツ農民戦争期に現在のスイスは、国制上全体的に三つの地域、つまり、ほぼ十全な政治的自治や主権を保持していた一三邦(Orte)、それに準ずる地位にあった幾つかの従属邦(Zuge-wandte Orte)、そして、盟約者団から派遣された代官の統治下にあった共同支配地(Gemeine Herrschaften)とに分類可能であった。一三邦や従属邦の中には、法・行政・徴税組織を統一化し、新たに官僚制を整備し、近代的な領邦国家形成を志向するものも多く存在した。特に都市邦では集団領主であるその首都の市民が、臣従地域という形で領邦内の農村や他の中小都市に対する支配権を行使していたのである⁽¹⁰⁾。

一五二五年にはスイスにおいても大規模な農民反乱が勃発したが、総体的にその地域分布は、一部の山岳地帯を除けば、ドイツに近い北部を中心に拡大し、結果としてそれは、その当時に農奴領主制が根強く残存していた地方とほぼ重なっていた。具体的にこの時期に農民によ

る抗議行動が史料の中で確認された地域として、都市邦のチューリヒ、ベルン、ゾーロトゥルン、バーゼル、シヤフハウゼン、従属邦のグラウビュンデン、ザンクト・ガレン修道院領、バーゼル司教領、そして、共同支配地のトゥールガウやバーデンなどが挙げられる。古くからスイスには、アッペンツェル戦争(一四〇一―一四〇八年)、チューリヒとの反ヴァルトマン体制農民一揆(一四八九年)、ロールシャハ修道院襲撃事件(一四八九/九〇年)、イッティンゲン騒動(一五二四年)などに見られるように、平民による自由や自治を求めた政治闘争の伝統が、その命脈を保ち続けていた。その際に領主権力から多くの政治的譲歩を勝ち取り、徐々に自己の社会的地位の上昇に成功することもあったのである⁽¹¹⁾。

それらの農民運動と比較しても、一五二五年の農民戦争は、スイスにおいては最も広範囲に影響を及ぼした封建制末期の農民蜂起の一つであった。ただし、ドイツの場合とは違って、スイスでは平民による暴力的な略奪や破壊行為は相対的に少なく、領邦権力の側も武力弾圧や流血の肅正よりは、むしろ、全般的に穏和な平和的解決を志向し、地域によっては他の諸邦から仲裁裁定のため

に和解使節が派遣された。当時の農民達が抗議対象として掲げたのは、中央集権化を進めていた領邦権力の政治政策に対してだけでなく、地方貴族や修道院などの中間的な支配層による経済搾取や、多種にわたる領主支配権の錯綜状態を主因とする法的混乱に対するものも少なく⁽¹²⁾なかった。そして、スイス盟約者団や個々の領邦権力は、仲裁裁定の際に蜂起や騒動の原因を明確化させるために、領民側に抗議書を提出させたので、この地域では比較的豊富な史料が残され、その多くが刊行されている⁽¹³⁾。それでは、次にその内容を具体的に分析していく。

三 諸抗議書における自由

スイスの平民達は、自ら提示した抗議書の中で頻繁に“Freiheit”と“frei”という二つの言葉を使用しているが、それら全てが決して普遍的な統一概念を指し示していたわけではなく、非常に多岐にわたる文脈の中で使用されていた。従って、本稿では便宜上それらの内容整理のために、宗教的な自由、人格的な自由、経済的な自由、共同体自治に関する自由という四つのカテゴリーに分類しながら、平民の政治意識について説明する。ただし、そ

の中には多義的な意味を含むものもあり、厳密にはこの枠組みの中にはめ込むこと自体が不可能なものも存在する。また、以下ここで提示するものは、当時の領民が憤激していた全抗議内容ではなく、自由の概念と結合したものにだけ限定されていることも留意して戴きたい。

(1) 宗教的な自由

ルターは、『キリスト者の自由』の中で、罪から解放される内面の霊的な自由を唱え、神に対する関係の直接性を回復した。ツヴィングリも一五二三年の公開討論で勝利し、チューリヒ市参事会に宗教改革の導入を認めさせた。当然スイスの農民達も、それらの影響を受けて宗教に関する様々な自由を主張したのである。まずザンクト・ガレンのオーバーアムトの領民は、福音の根本的真理を自由で説教することを懇願し、神の言葉を正しく担っている聖職者が、追放や憎悪の対象とはならないように訴えている⁽¹⁴⁾。パーセルのファルンスブルクの抗議書の中では、「第一に司祭を任命し罷免することは、領民に属する固有の権利なので、それが自由になることを切望する」と述べられている⁽¹⁵⁾。このような「福音を説教する

自由」や「司祭を選出する自由」という要求は、他地域でも見られるが、その主体はあくまでも共同体であって、その点において現代社会で使われている個人の人権に立脚した思想・信条の自由とは微妙な差異がある。もし仮にある信仰共同体の内部で一個人が別の信仰を唱道した場合には、恐らく非常に多くの精神的な圧迫や実質的な困難に直面したことであろう。

聖職者と農民との関係は、宗教や思想などの内面的な問題に限定されず、様々な物理的負担を伴っていた。ゾーロトゥルンのフォークタイ・ベヒブルクでは、自由の概念と結びついて聖職者への報酬(hirtenhab)が問題にされ、ザンクト・ガレンではお布施や寄進に対する苦情が提出されている⁽¹⁷⁾。さらにスイスでは、一般的に年一回行われていた死者のための鎮魂ミサ料(zahzeit)⁽¹⁸⁾が貢納化して、一般信徒に具体的な不満をもたらしていた。例えば当時パーゼル司教領に属していたビール市からは、次のような訴えが提出された。「私達が聞いた話によると、鎮魂ミサ料は聖書の中にその根拠を持たず、神様はむしろ情愛深く死者に対して援助を差し向けてくださる方だというのである。従って、全ての者は今後そのよう

な儀式を中止するか、あるいは鎮魂ミサ料から自由になることを切望する。同様に寄進された財産は、寄進した者やその正当な相続人(第四番目の娘ないしは五番目の娘に至るまで)が存命の間は、自由であるべきだ。」⁽¹⁹⁾これらの諸負担に対する反発は、単なる宗教的な自由という枠を越えて、後で言及する経済的な自由のカテゴリーにも含まれるであろう。

(2) 人格的な自由

スイスの農民達は、農奴領主制を攻撃する際にも自由の概念を使用した。具体的には農民戦争が勃発する前年の一月二五日にチューリヒ領のエンブラッハから提出された次のような訴えが、実際に史料として残されている。「第三に、今や聖なる福音や正当な神の聖書から諸々の自由が明らかにされたので、特に農民達は、いかなる人間も他者の農奴であるべきではないというまことに注目すべき考えを持ち、死亡料(bass)、農奴制、異ゲノッセ婚(領外婚・身分外婚)の際の罰金などに激しい苦情を提出し、決して今後はさらに彼らが、自己の身体と土地に関わるそのような農奴制に結びつけられることがない

ように期待した。農民達によれば、唯一正しく当然な領主にして上位者である我がチューリヒ市に対してのみ、全ての事柄において服従すべきだといふのである。⁽²⁰⁾ここでは聖なる福音が、魂を救済する使信であるだけでなく、人格の自由を主張するための根拠となつてゐる。つまり、農民の心性の中で靈的な自由が世俗的な自由へと転化してゐるのである。この農奴制廃棄の要求は、チューリヒ市への服従と並立的に述べられてゐることから、領邦権力と領民達との間に横たわる中間支配層の排除をも目指し、究極的には自由な農村地帯を創出して、チューリヒ市民と同権になることを志向してゐる。

このような農奴領主制からの全般的な解放という考えは、他の幾つかの地域でも確認されてゐるが、⁽²¹⁾さらに、そこから由来した個別的な拘束や負担に対する限定的な抗議においても、農民は自由という言葉を使用してゐる。例えばゾーロトゥルンでは、「結婚というサクラメントは、どこで、どのように、いつ行われようとも、自由であるべきだ」と主張されてゐる。⁽²²⁾その他には、賦役からの自由、異ゲノッセ婚の際の罰金免除、農奴承認料であつた謝肉祭用の鶏の納入義務からの自由、移動の自由な

どの項目に及んで言及されてゐる。⁽²³⁾そのような主張の根拠として、チューリヒで見られたような聖書の原理を基準とする「神の法」思想の他に、旧來の慣習に固執する「古き法」思想も散見される。また、農奴制を攻撃する場合に、自由なラント (in der Fryenn lann) / 自由な管区 (in Fryen ampt) / 自由人 (Fry lutt) という表現が用いられてゐることは、極めて特徴的であり、⁽²⁴⁾そのことから当時の農民にとって、自由と農奴領主制とが根本的に対立する概念であつたことが窺える。⁽²⁵⁾その上、人格的な自由とは個人を単位とするだけでなく、一定の空間的領域と深く関わつてゐる場合もあると考えられる。

(3) 経済的な自由

当時の平民達は、様々な租税や貢納の支払いによつて経済的に苦しめられていた。当然それらの義務や拘束からの解放を主張する際に、頻繁に彼らは自由という言葉を用いてゐる。例えばザンクト・ガレンの領民は、次のような訴えを述べてゐる。「購入証書 (Kofbrief) によれば、修道院領民は、(小十分の一税に關して) 以前のような状態に留まることが許され、同様に協約や報告証

書 (Berichtbrief) も、領民が自己の古き自由や旧来の慣習に留まり、以前は決して自己の土地に応じて十分の一税を納入することはなかったと認めている。そして、

今や神の言葉によって、聖職裁判を尊重し過ぎてはいけ(26)

ないということが明らかになったのである。」ここで述べられた自由は、恐らく以前に修道院長から認められた特権を指し示し、しかも、法文書によって確認可能なものであったと想像できる。ただし、修道院側の領邦化政策によって新しい条例が制定されて、このような古き自由な権利の根拠が揺らぎ始めていることが窺える。十分の一税問題の他に、当時スイスの農民は自由の概念と結びつけて、地代、新しい開墾地での貢納、製粉のための水車利用問題などの経済的な負担への不満を述べている。(27)

さらに平民達は、売買を中心とした経済活動における自由を主張し、特に関税 (Zoll) や消費税などの間接税を問題にした。バーゼルでは領邦国家政策の一環として、新たな税が導入され、それに対して、例えばリースタールなどの平民は、塩の購入を自由にすべきだと主張している。(28)

当時のスイスでは塩の他にも、地域によっては食料 (spysz) 、ワイン、穀物 (Korn) などに間接税が課

せられ、それに対する苦情が幾つかの都市邦で持ち上がっており、さらに、関税や全般的な自由売買についても争点になっている。(29)

土地所有権や売却権の問題も、スイスでは自由という言葉と結合して取り上げられている。例えばザンクト・ガレンのウンターエッゲンからは、次のような訴えが提出されている。「それから、判告録 (offnung) がさらに提示するところによれば、全ての自由地 (Freye Butler) は、現在やこれからもその古き慣習や正義に留まるべきなので、領民達は以下のような考えを抱いている。つまり、判告録が編集されて以来、この土地の問題に関して多くの苦情がよせられてきたが、それら全てをザンクト・ガレン修道院長は再び取り除き、領民が以前のように古き自由と正義に留まるようにすべきである。」(30)

ここでは農民の耕作地が、自由な所有地であるのか、単なる保有地 (Lehen) であるのかが問題になっていたように、そのことが地代の支払いや土地の売買の際に、深刻なトラブルの原因になっていた。この自由は、領邦権力による古き慣習の侵害から自己の権利を守るといふ保守的な色彩を強く持っている規定であるであろう。

(4) 共同体自治に関する自由

近代初期にはしばしば裁判領主と都市や農村の裁判権との間に、その権限の適応範囲を巡った紛糾が生じていた。それに関しても平民は自由という言葉を使用して、自己の正当性を主張したのである。トゥールガウのディールセンホーフエン市からは、流血裁判権は皇帝や国王によって承認された自由な特権であるという訴えが出されている。⁽³¹⁾ さらに、ボーデン湖の南岸に位置するロマンスホルンからは、次のような陳情書が提出されている。「彼らの裁判区には上部修道院領民と下部修道院領民が居住しているが、今まで前者は後者以上に、罰金やその他の問題に関してより多くの自由を掲げているので、それ故に彼らの意見と願いによれば、いづれの領民も共通して平等に扱われるべきである。昔から上部修道院領民に対して義務として要求されてきた荷車の提供以外は、平等であるべきである。神の前には、一人の人間は他者と同様に多くの価値ある存在であるから、そのような主張は神的存在であるのだ。」⁽³²⁾ この見解は、古き自由の理念と神の前での平等という新しい思想とが微妙に対立してい

る点において、非常に興味深い。つまり、より多くの自由を享受している人々とそうでない者との間に待遇の格差があるので、そのような特権的な自由の世界に、全てのザンクト・ガレン修道院領民が等しく参加できることが要求されているのである。

都市や農村共同体の重要な役職人事の問題も、裁判領主との間の紛糾の原因となった。トゥールガウのアルボン市からは、次のような苦情が出されている。「私達からは自由が奪われ、市長(ammann)や市参事会員を任命し、罷免することがもはやできなくなってしまっており、そのことに関して都市共同体は苦しんでいる。以前は市長や市参事会員の任命や罷免は、私達の権限に属する事柄であったのだ。」⁽³³⁾ その他この時期には逮捕・監禁や罰令権の問題に関して、自由という言葉が用いられている。⁽³⁴⁾

農民戦争期にスイスの農民が、自由を標榜して最も激しく頻繁に攻撃した対象は、森や河川などの共有地問題であり、その量は全体のほぼ半数に相当する。例えばチューリヒのグライフェンゼーの農民からは、注目すべき次のような抗議書が提出された。「第三に、我々管区民

の考えによれば、全ての流水は自由であるべきであり、空を飛ぶ鳥も、森林にいる野獣も、水の中で泳ぐ魚も自由であり、兄弟愛を考慮して、いかなる者も野獣に対する罰令権の支配を受けるべきではない。上で述べたように、神様は人間が利用するために、貧しい人にも、権力者にも、金持ちにも等しく、(それらの自然を)創造されたのであり、いかなる者もそこから排除されるべきではない。⁽³⁵⁾ここで述べられた自由の概念は、原罪が入り込む以前の完全に平等な世界や神による万物の創造行為を根拠にし、恐らく中世の絶対的自然法の系譜に属するものであろう。農民自らが神学的な思考を開始することによって、世俗的な世界の中にも普遍的平等と自由とが融合し、非常に急進的な思想に発展している。

ザンクト・ガレンのオーバーアムトでも、次のような類似の思想が述べられている。「狩猟や漁獲に関する第八条において修道院領民が主張したことによれば、地上の全ての動物や水の中の魚は、全能なる神様によって、(人間が)利用し栄養を補給するために、人類共通に創造されたものであるから、修道院長がそのような行為を領民に禁止することは、不適切なことであり、しかも、

その権限もない。ケスヴィールやその他の地域の幾人かの人々にボーデン湖での漁獲が禁じられるような事態が生じてしまったが、しかしながら、それは誰にとっても自由であるべきなのだ。⁽³⁶⁾このような鳥獣の狩猟や漁獲に関する自由の訴えは、農民戦争期に非常に多く散見されるが、⁽³⁷⁾「神の法」思想と結びついたものは、スイスではさらにチューリヒのレーゲンスベルクからの一件しか確認されていない。⁽³⁸⁾これらの三つの事例が、宗教改革運動の中心地であるコンスタンツ市やチューリヒ市に比較的近い地域から生まれたものであった事実を通して、新しい自由論の成立と宗教改革との間に微妙な因果関係を推定しうる。ただし、普遍的平等と自由という二つの概念を結合させるような思考方向は、まだ少数の人々の心の中に留まっていたと見るべきであろう。

共有地問題は、さらに森・山林・牧草地などの利用の自由や木材伐採の自由とも関係していた。ゾーロトゥルンではベットラッハからは、「我々の山林は遠い昔から自由であったので、自由にすべきだ」という訴えが提出され、さらに、ゲームンから「耕地(acker)は、我々に属するものなので、私達は豚を自由に飼育したい」と

いう苦情が報告されている。⁽³⁹⁾ パーゼル司教領のミュンスタータールの領民も、「全ての木材は自由であり、誰でもその罰令圈において木材を伐採したり、開墾したりすることが許されるべきであり、それはたとえ高木林であろうと、その他の場所であろうと妥当する」と述べている。⁽⁴⁰⁾ このような森林や牧草地に関する自由への要求は、その他にベルンやパーゼル都市領でも多く認められ、⁽⁴¹⁾ 領主権力による共有地への侵害の激しさが窺える。

最後に農民戦争期には河川湖沼の利用権や航行権も、重要な案件として取り上げられた。ザンクト・ガレンからは、次のような修道院領民からの要求が口述筆記されている。「しかしながら、今や修道院長下が、領民に全く船も川船も与えようとはしない。従って、領民の見解によれば、このボーデン湖は誰にでも自由であり、コンスタンツ、ユーバーリンゲン、リンダウ、フェルトキルヒなどのいかなる地方の出身者でも全て自由に航行しているので、ザンクト・ガレン修道院領民も、今後あらゆる無理難題を課されることなく、航行しその目的地にたどり着くことができ、そのことのために修道院に通行料を支払う義務はない。」⁽⁴²⁾ さらに、ゾーロトゥルンのフ

アルケンシュタイン、ペヒブルク、クリークシュテッテンなどでは、小川は自由であるべきだと主張され、時にはその利用税 (Bachzins) の廃止が、強く訴えられている。⁽⁴³⁾ この水利問題は、単に交通手段や漁獲の点において領民の生活に重大な影響を及ぼしただけではなく、家畜の飲料水や牧草地の灌漑水の利用権、さらには、製粉のための水車の使用権などにも関係する多岐にわたる事柄であった。⁽⁴⁴⁾

このように共有地問題を中心とした共同体自治に関係する自由が、農民戦争期に圧倒的に多く言及されたことは、それが個人を単位にして考えられた当然の権利というよりは、むしろ、共同体に属することによって享受できた特別な恩恵であったことを意味するのではないか。しかも、農民にとっては自由とは、日常の生活に直結した具体的な諸問題と並行して語られ、実際にそれが領主によって侵害されることは、看過できない切実な事柄であったのである。

四 結語

このように多くの事例を引用して、農民戦争期のスイ

スの民衆が抱いていた自由の概念について、詳細に考察してきたが、全体的に整理すれば、次のようなことが指摘できるのではないだろうか。

第一に十六世紀初においては、普遍的平等と自由とは相互に不可分な概念ではなく、ただ部分的に両者が結合する少数のケースが認められるに留まっている。宗教改革の影響を受けて、信仰の世界における神の前の霊的平等という考えが、農民の「神の法」思想の中で世俗における絶対平等へと転化し、そこに自由の概念が結びついた。しかし、それは当時一般的に有効な思想ではなく、未だに萌芽的な段階に留まり、一部の農民の心性の中にのみ広まったに過ぎなかった。つまり、当時の平等とは、主として所属する共同体や社会集団の枠内に限定されていたと思われる。

第二に多くの場合に自由とは、生活に密着した具体的な内容を指し示すのであって、抽象的な普遍概念ではなかった。特に古き法や慣習と結びついた場合、しばしばそれは封建権力によって承認された権利を意味し、近代国家化に対抗する保守的な性格を帯びていた。例えば当時の民衆は、自由と共に *Gerechtigkeit, Gerechtsame,*

Oberkeit, Herrlichkeit, Gnade, altes Herkommen などの単語を併記し、場合によってはそれらをまるで同義語や類義語のように用いている⁽⁴⁵⁾。しかも、地域によって彼らが求めた自由の内実は異なり、その意味は実に多様であった。つまり、彼らの自由への意識の中に全体的な緩い共通性を認めることはできても、決して完全に同一な普遍概念として存在していたわけではなかったのである。

第三に農民戦争期の要求の中には、個人を主体とした自由よりも、共同体を基本単位とした自由の方が頻繁に登場してくる。今回分析した対象が、共同体の主導という形で書かれた抗議書であったので、その点は割り引いて考えるべきではあるが、しかしながら、個人の自由は、農奴制廃棄や経済的負担の軽減要求の中に、ただ部分的に垣間見られたに過ぎなかった。十六世紀初においても、恐らく共同体を離れた自立的な個人という存在を意識することは、非常に困難であったように思われる。

第四にここで表現された自由とは、しばしば具体的に場所や空間を意味した。例えば平民達は、自由地、自由な管区、自由なラント、自由な帝国ホーフ (*Reichshof*)、

自由な街道、自由なボーデン湖、自由な都市(チューリヒ市)、自由なスイス盟約者団などの言葉を使用し、⁽⁴⁶⁾時にはそこに自分達の特権意識を吐露し、あるいは逆に自己の現状と比較して憧憬の想いを込めた。つまり、ある意味で自由とは、特別な領域に所屬し、その正式な成員として認められること、ないしはその地域に関する所有権や利用権を保持していることを指したのである。

以上の考察から、今日では一般的に我々が抱いている普遍的な自由の概念の成立は、絶対王政という政治体制の出現との間に少なからず因果関係があるように思えてならない。なぜなら、それによって、単一の巨大な支配空間が創出され、法や行政が統一的に均質化され、その結果として共同体の自治や結束を弛緩させ、さらなる社会的な流動性を促したからだ。つまり、絶対主義の成立によって、個人と国家との対抗関係がより一層明確化され、地域的な法意識の差異が徐々に止揚され始め、その結果として自由の概念に地域的多様性を越えた普遍的な意味が付加されたのではないかと類推できる。

(一) *Deutsches Rechtswörterbuch (Wörterbuch der äl-*

teren deutschen Rechtssprache), Bd. 3, Heft 5, Weimar

1936, S. 756-771; Adolf Waas, *Die alte deutsche Freiheit. Ihr Wesen und ihre Geschichte*, München und Berlin 1939. 日本の西洋史学界では中世初期の自由の概念

特に「国王自由人」や「一般自由人」に関する多くの研究蓄積や学説紹介がある。Vgl. 村上淳一著『ゲルマン法史における自由と誠実』(東京大学出版会、一九八〇年)。石

川武著『中世初期の自由と国家』(創文社、一九八三年)。久保正幡編著『中世の自由と国家』(創文社、一九六四年)。

(2) 近代の自由について法制史的に厳密に詳述する能力は、筆者にはないが、次の文献などを参照した。Vgl. 「人および市民の権利宣言」(人権宣言集)岩波文庫、一九五七年一三一頁)。G・ルフェーヴル著『一七八九年—フランス革命序論』(岩波文庫、一九九八年)三五—三七二頁。J・S・ミル著『自由論』(岩波文庫、一九七一年)。

(3) オットー・ブルナー著『旧身分制社会における自由権』(ヨーロッパの歴史と精神)岩波書店、一九七四年(二九四頁)。

(4) 都市の自由の概念に関しては、以下の文献などを参照した。Vgl. Elisabeth Orth, *Freiheit und Stadt: Der Fall Frankfurt*, in: Johannes Fried (Hg.), *Die abendlandische Freiheit vom 10. zum 14. Jahrhundert: der Wirkungszusammenhang von Idee und Wirklichkeit in europäischer Vergleich (Vorträge und Forschungen, Bd. 39)*, Sigmaringen: Thorbecke 1991, S. 435-460; 林毅著

『西洋中世都市の自由と自治』(敬文社、一九八六年)。「ヨーロッパの市民と自由—その歴史的諸相の解明—」(『早稲田大学アジア太平洋研究センター(ヨーロッパ思想史部会)』研究シリーズ四二、一九九九年三月、三三—一七頁)。

(5) Herbert Grundmann, *Freiheit als religiöses, politisches und persönliches Postulat im Mittelalter*, in: *Historische Zeitschrift* 183, (1957), S. 28-31, S. 51-53.

(6) 語源学的に“frei”と“Friede”と“Freunde”の三者が三声の音の連続性があること。Vgl. Waas, *Die alte deutsche Freiheit*, a. a. O., S. 10-16.

(7) 中世の農民運動における自由の概念については、次の文献などを参照した。Vgl. Rolf Köhn, *Freiheit als Forderung und Ziel bäuerlichen Widerstandes (Mittel- und Westeuropa, 11-13. Jahrhundert)*, in: Fried (Hg.), *Die abendländische Freiheit*, a. a. O., S. 325-388; Frantisek Graus, *Freiheit als soziale Forderung. Die Bauernbewegungen im Spätmittelalter*, in: Fried (Hg.), *Die abendländische Freiheit*, a. a. O., S. 409-434.

(8) Theodor Mayer, *Über die Freiheit der Bauern in Tirol und in der Schweizer Eidgenossenschaft*, in: Günther Franz (Hg.), *Deutsches Bauerntum im Mittelalter*, Darmstadt 1976, S. 177-190; Bruno Mayer, *Freiheit und Unfreiheit in der alten Eidgenossenschaft*, in: Theodor Mayer (Hg.), *Das Problem der Freiheit in der deut-*

schon und schweizerischen Geschichte (Vorträge und Forschungen, Bd. 2), Mannheim/Vorträge Lindau/Konstanz 1953.

(9) 齊藤泰「原スイス永久同盟の国制的意義」(佐藤伊久男編著『ヨーロッパにおける統一的諸権力の構造と展開』創文社、一九九四年、三〇九—三四五頁)。

(10) 当時のスイスの国制状況については、多くの研究書が存在するが、邦語の文献としては次のものなどがある。Vgl. U. イム・ホーン著・森田安一監訳『スイスの歴史』(刀水書房、一九九七年)二一—一〇七頁。拙稿「ドイツ農民戦争期における農奴制問題に関するスイス盟約者団の政策について(その一)」(『防衛大学校紀要人文科学分冊』第七三輯、一九九六年九月、一八—二二頁)。

(11) Hans Nabholz, *Der Kampf der Schweizerbauern um Autonomie und Befreiung von den Grundlasten*, in: *Wirtschaft und Kultur. Festschrift zum 70. Geburtstag von Alfred Dopsch*, Baden bei Wien/Leipzig 1938; Günther Franz, *Der Kampf um das alte Recht in der Schweiz im ausgehenden Mittelalter. Ein Beitrag zur Vorgeschichte des deutschen Bauernkrieges*, in: *Verleihnsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 26, 1933; Richard Grünberger, *Rorschachs Anteil an den Freiheitsbestrebungen der Gotteshausleute*, in: *Rorschacher Neujahrsblatt* 50, 1960, S. 15-32; H. G. Wackernagel, *Die Freiheitskämpfe der al-*

- ten Schweiz in volkscundlicher Beleuchtung, in: *Schweizerisches Archiv für Volkskunde*, 46. Bd. Heft 2, 1949/50, S. 67-89; 拙稿「ローマン・マン・運動マン・マン・マン」(森田安一編著『スイスの歴史と文化』刀水書房、一九九八年、八三—一〇四頁)。
- (21) Hans Nabholz, *Die Bauernbewegung in der Ostschweiz 1524-1525*, Diss. der phil. Fakultät der Universität Zürich, Bülach 1898; Günther Franz, *Der deutsche Bauernkrieg*, Darmstadt 1933 (10. Auflage 1974), S. 148-153. [寺尾・中村・前田・田中訳『ドイツ農民戦争』(未来社、一九九九年)二二四—二二七頁。]
- (22) 以下の箇所はその抗議史料が「匯集やパルス」
Emil Dürr/Paul Roth (Hgg.), *Aktenammlung zur Geschichte der Basler Reformation in den Jahren 1519 bis 1534*, Bd. 1, Basel 1921, S. 242-256; Emil Egli (Hg.), *Aktenammlung zur Zürcher Reformation 1519-1533* (Neudruck der Ausgabe Zürich 1879), Darmstadt 1973, S. 213-214, S. 318-321, S. 323-326, S. 340-343; Günther Franz (Hg.), *Der deutsche Bauernkrieg*, Aktenband, 6. Auflage, Darmstadt 1987, S. 240-328; Max Gmür (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons St. Gallen, 1. Teil: Offnungen und Hofrechte, 1. Bd.: Alle Landschaft (Sammlung Schweizerischer Rechtsquellen XIV)*, Aarau 1903, S. 22-28, S. 137-138, S. 169-170, S. 225-227, S. 262-263, S. 277-280, S. 293-296, S. 320-323, S. 344-345, S. 370-376, S. 404-406, S. 423, S. 475, S. 497, S. 527-529, S. 624-626; Johann Strickler (Hg.), *Die eidgenössischen Abschiede aus dem Zeitraum von 1521 bis 1528*, in: *Amtlische Sammlung der älteren eidgenössischen Abschiede*, Bd. 4, (Abteilung 1a), Brugg 1873, S. 648-658, S. 611-612, S. 630-635, S. 683-684, S. 706-734; Walter Müller (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons St. Gallen, 1. Teil: Die Rechtsquellen der Abtei St. Gallen, 2. Reihe, 1. Bd.: Die allgemeinen Rechtsquellen der Allen Landschaft (Sammlung Schweizerischer Rechtsquellen XIV)*, Aarau 1974, S. 155-248.
- (14) Ebenda, S. 160.
- (15) Dürr/Roth (Hgg.), *Aktenammlung zur Geschichte der Basler Reformation*, Bd. 1, a. a. O., S. 246.
- (16) Franz (Hg.), *Aktenband*, a. a. O., S. 245.
- (17) Ebenda, S. 294; Müller (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons St. Gallen*, a. a. O., S. 179.
- (18) Egli (Hg.), *Aktenammlung zur Zürcher Reformation*, a. a. O., S. 243.
- (19) Franz (Hg.), *Aktenband*, a. a. O., S. 260.
- (20) Egli (Hg.), *Aktenammlung zur Zürcher Reformation*, a. a. O., S. 213.
- (21) Strickler (Hg.), *Die eidgenössischen Abschiede aus dem Zeitraum von 1521 bis 1528*, a. a. O., S. 648; Dürr/Roth (Hgg.), *Aktenammlung zur Geschichte der*

- (81) *Basler Reformation*, Bd. 1, a. a. O., S. 249, S. 254; Franz (Hg.), *Aktenband*, a. a. O., S. 244, S. 249, S. 275, S. 283.
- (82) Ebenda, S. 274.
- (83) Ebenda, S. 264, S. 313; Dürr/Roth (Hgg.), *Aktenammlung zur Geschichte der Basler Reformation*, Bd. 1, a. a. O., S. 244-245, S. 247-248.
- (84) Ebenda, S. 248-249; Franz (Hg.), *Aktenband*, a. a. O., S. 283.
- (85) 難波睡江村ノ抵抗運動の歴史について、その意義と影響。Vgl. Waller Müller, Wurzeln und Bedeutung des grundsätzlichen Widerstandes gegen die Leibeigenschaft im Bauernkrieg 1525, in: *Schriften des Vereins für Geschichte des Bodensees und seiner Umgebung*, Heft 93, 1975.
- (86) Müller (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons St. Gallen*, a. a. O., S. 195-194. 今の世に於て、世に於ての法律の運用に十分の疑問を抱いた者所々あり。Vgl. ebenda, S. 197; Franz (Hg.), *Aktenband*, a. a. O., S. 298.
- (87) Ebenda, S. 258, S. 298, S. 302; Dürr/Roth (Hgg.), *Aktenammlung zur Geschichte der Basler Reformation*, Bd. 1, a. a. O., S. 245, S. 247.
- (88) Ebenda, S. 244, S. 247, S. 252.
- (89) Ebenda, S. 249, S. 252; Franz (Hg.), *Aktenband*, a. a. O., S. 312, S. 314-315; Egli (Hg.), *Aktenammlung zur Zürcher Reformation*, a. a. O., S. 326.
- (90) Müller (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons St. Gallen*, a. a. O., S. 201. 今の世に於ての法律の運用に世に於ての難波睡江村ノ歴史を参照。Vgl. ebenda, S. 190, S. 202; Franz (Hg.), *Aktenband*, a. a. O., S. 270, S. 324.
- (91) Strickler (Hg.), Die eidgenössischen Abschiede aus dem Zeitraum von 1521 bis 1528, a. a. O., S. 655.
- (92) Müller (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons St. Gallen*, a. a. O., S. 222.
- (93) Strickler (Hg.), Die eidgenössischen Abschiede aus dem Zeitraum von 1521 bis 1528, a. a. O., S. 652. 今の世に於ての法律の運用に世に於ての難波睡江村ノ歴史を参照。Vgl. ebenda, S. 653.
- (94) Müller (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons St. Gallen*, a. a. O., S. 236; Dürr/Roth (Hgg.), *Aktenammlung zur Geschichte der Basler Reformation*, Bd. 1, a. a. O., S. 250.
- (95) Egli (Hg.), *Aktenammlung zur Zürcher Reformation*, a. a. O., S. 324.
- (96) Müller (Hg.), *Die Rechtsquellen des Kantons St. Gallen*, a. a. O., S. 175.
- (97) Ebenda, S. 176; Franz (Hg.), *Aktenband*, a. a. O., S. 270, S. 274, S. 277, S. 283, S. 309, S. 313; Dürr/Roth (Hgg.), *Aktenammlung zur Geschichte der Basler Reformation*, a. a. O., S. 326.

- nation, Bd. I, a. a. O., S. 246, S. 251, S. 253; Egli (Hgg.), *Akten-
sammlung zur Zürcher Reformation*, a. a. O., S. 318,
S. 320.
- (38) Ebenda, S. 342. なお、¹ 本邦政變は² 内亂³ とな⁴ る⁵ 例⁶ あり⁷ 存⁸ 在⁹ せん¹⁰。 Vgl. ebenda, S. 318.
- (39) Franz (Hgg.), *Aktenband*, a. a. O., S. 283, S. 309.
- (40) Ebenda, S. 258.
- (41) Ebenda, S. 270, S. 274, S. 277, S. 283, S. 288, S. 297-
299, S. 301, S. 303, S. 308, S. 313, S. 323, S. 327; Dürr/
Roth (Hgg.), *Aktenammlung zur Geschichte der Basler
Reformation*, Bd. I, a. a. O., S. 250-251, S. 253.
- (42) Müller (Hgg.), *Die Rechtsquellen des Kantons St. Gal-
len*, a. a. O., S. 200.
- (43) Franz (Hgg.), *Aktenband*, a. a. O., S. 288, S. 294, S.
301.
- (44) その他に河川の自由が要求された事例は、以下の箇所
- に¹ 見² ら³ ぬ⁴。 Ebenda, S. 258, S. 270, S. 277, S. 283, S. 323, S.
325-327; Dürr/Roth (Hgg.), *Aktenammlung zur Ge-
schichte der Basler Reformation*, Bd. I, a. a. O., S. 245, S.
251, S. 253; Egli (Hgg.), *Aktenammlung zur Zürcher Re-
formation*, a. a. O., S. 318.
- (45) Ebenda, S. 324; Franz (Hgg.), *Aktenband*, a. a. O., S.
286, S. 298, S. 312; Strickler (Hgg.), Die eidgenössischen
Abschiede aus dem Zeitraum von 1521 bis 1528, a. a.
O., S. 655; Müller (Hgg.), *Die Rechtsquellen des Kantons
St. Gallen*, a. a. O., S. 194, S. 201-202, S. 236.
- (46) Ebenda, S. 176, S. 190, S. 201-202, S. 213-214; Franz
(Hgg.), *Aktenband*, a. a. O., S. 299, S. 311; Dürr/Roth
(Hgg.), *Aktenammlung zur Geschichte der Basler Refor-
mation*, Bd. I, a. a. O., S. 248-249; Egli (Hgg.), *Aktenamm-
lung zur Zürcher Reformation*, a. a. O., S. 326.

(防衛大学校専任講師)